

何か体調がおかしいかな？ と思ったら… 健康診断を受診しましょう



アスベスト(石綿)健康被害救済給付

救済の対象となる指定疾病

アスベスト(石綿)による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、アスベスト(石綿)を吸入することにより発症する次の4種類です。

●中皮腫 ●肺がん ●著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 ●著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

救済給付の概要の詳細は、独立行政法人環境再生保全機構のホームページをご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/asbestos/relief/seido/kyufu.html#kyufu01>

遅れている日本のアスベスト対策

日本と韓国の比較 //

	日本		韓国	
	一般	学校	一般	学校
改修・解体・除去作業				
事前調査義務	△○	△○	○	○
調査実施者の資格規定	×△	×△	○	○
除去業者の許認可・登録	×	×	○	○
第三者による監視	×	×	○	◎
作業中の作業場内測定	×	×	×	×
作業中の作業場外測定	×	×	○	○
分析・測定実施者の資格規定	×△	×△	○	○

× 規制なし △一部規制あり ○規制あり ◎義務

	日本		韓国	
	一般	学校	一般	学校
完了検査				
目視での残存など検査	×	×	○	○
第三者による完了検査	×	×	○	◎
発じん+空気中の測定	×	×	○	○
残存検査(ワイプテスト)	×	×	×	◎

諸外国で韓国と同様の規制は…

- ・イギリス、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、カナダなど(EU指令も同様)、ニュージーランド、シンガポール
- ・除去作業時における測定義務(場内)はフィリピンでも2000年から義務付け

私たちは以下の事をもとめて活動しています

アスベスト被害の根絶をめざす京都の会は、これから広がるアスベスト被害から労働者・国民の命を守り、被害者の救済をすすめるとともに「将来的なアスベスト被害」の根絶をめざすため以下の取り組みを行っています。

- ① 石綿対策を怠り使用を広げてきた建材企業に社会的責任を果たさせるとりくみ
- ② 建設アスベスト訴訟を支援し、被害者の完全救済のための制度創設を要求する運動
- ③ 解体現場での飛散・曝露防止や震災アスベスト対策など今後の被害拡大防止のための運動
- ④ 石綿建材の解体改修工事に対する助成制度の創設・拡充

連絡先はこちら

全京都建築労働組合
TEL 075-662-5321
京都市南区西九条豊田町3

京都労災職業病対策連絡会議
TEL 075-803-2004
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都BF

アスベスト被害の根絶をめざす京都の会 発行

※このビラはアスベストの問題を考えていただくために、作成したものです。
京都市南区西九条豊田町3 連絡先：075-662-5321(京建労気付)

府民のみなさん アスベスト 石綿被害は身近な問題です

公害として
中皮腫や肺がんを
引き起こす

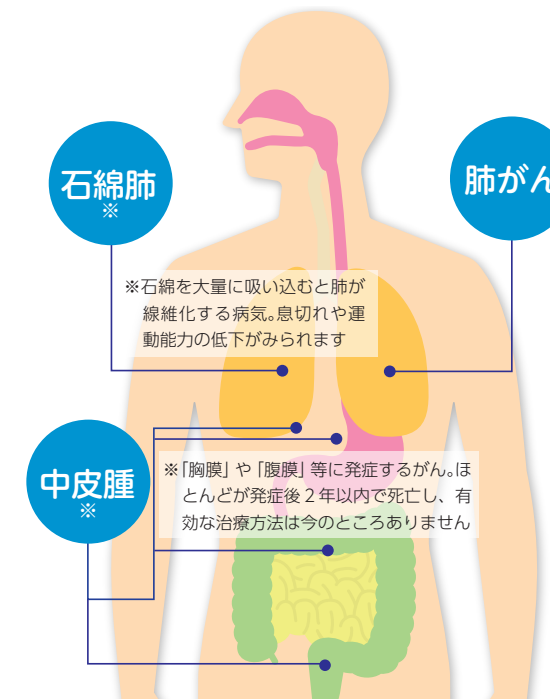
石綿(アスベスト)とは 被害はこれから

石綿は、繊維状の形状をしている鉱物です。

石綿には、①不燃性、高耐熱性 ②防火性 ③高耐久性 ④加工しやすい ⑤安い という優れた特性があるため、産業分野で広く使用されてきました。その中でも建築の分野で多くの石綿が使用されてきました。



●ビルや工場、学校の校舎・体育館にも使われていました。



石綿肺

※石綿を大量に吸い込むと肺が線維化する病変。息切れや運動能力の低下がみられます

肺がん

中皮腫

※「胸膜」や「腹膜」等に発症するがん。ほとんどが発症後2年以内で死亡し、有効な治療方法は今のところありません

●こんな職業が健康被害に

建設業(大工、電気、水道、解体など) 歯科技工士、パン職人、自動車修理、倉庫・港湾荷役業、ボイラー等



こんな製品にも使われていました

●他にもエアコン・ベビーパウダー、オーブントースター、アイロン、自転車、ミシン、こたつ、電気コンロ等 ※詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/housewares/index.html>

1971年、ILOやWHOが石綿を発がん性物質に認定。以降、世界各国で使用規制が強化されました。しかし、日本は欧米と比べ使用規制が大幅に遅れ、製造・使用禁止は**2006年であり**、ごく最近です。アスベストは、潜伏期間が長く20年後に発症するケースもあります。

現在は、現場などで加工を扱っていた建設従事者に被害の多くが出ていますが、製造業、教師や鉄道関係、看護師、自治体職員等にも被害が広がっています。建設従事者は、建材メーカーに対して加害責任をもとめ裁判をおこしています。

また、アスベストが使用された建築物の解体が2028年にはピークを迎えると言われ、適切な方法で処理を行わないと、アスベストの飛散がおり、住民のみなさんにも被害が及ぶ「身近な」問題となっています。

—石綿を曝露して病気になった被害者の声—

〈北区 Sさん〉

体力では誰にも負けない自信がありましたが、肺がんで片肺を切除せざるをえず、思うように仕事ができなくなり歯がゆくてなりません。私の身体、健康を返してほしいです。

〈大阪 Nさん〉

肺がん手術後に転移が見つかり、医師からも「もはや治療方法はない」と診断され、絶望のふちに落とされました。

〈大阪 Gさん〉

アスベストの病気で息切れがひどくなり、仕事も趣味も何かも奪われ、一時は死んでしまおうかと思ったこともありました。

アスベストの対策について

いま行われている、アスベスト対策は、①アスベストが原因となる病気になった被害者に対するもの ②建物等の解体工事における飛散防止対策を中心に、法律や制度ができています。

主な対策は
裏面に